

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月12日
【会社名】	エア・ウォーター株式会社
【英訳名】	AIR WATER INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 豊田 喜久夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南船場二丁目12番8号
【電話番号】	(06)6252局1758番
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 財務戦略グループ長 小 裕 博
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南船場二丁目12番8号 本社
【電話番号】	(06)6252局1758番
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 財務戦略グループ長 小 裕 博
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2020年9月2日
【発行登録書の効力発生日】	2020年9月10日
【発行登録書の有効期限】	2022年9月9日
【発行登録番号】	2 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	30,000百万円 (30,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段 ()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2022年5月12日(提出日)であります。
【提出理由】	2020年9月2日に提出した発行登録書の「第一部 証券情報」 のうち、「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とする ため、及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加す るため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金(未定)円を社債総額とするエア・ウォーター株式会社第9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)(以下「本社債」という。)を、下記の概要にて募集する予定であります。

各社債の金額 : 金1億円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

償還期限 : 2027年6月(注)

払込期日 : 2022年6月(注)

(注)具体的な日付は今後決定する予定です。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額(未定)円(発行諸費用の概算額は未定)

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

借入金返済資金、社債償還資金、設備資金、投融資資金及び運転資金に充当する予定であります。

(訂正後)

借入金返済資金、社債償還資金、設備資金、研究開発資金、投融資資金及び運転資金に充当する予定であります。

本社債の手取金は、当社が策定したサステナビリティファイナンス・フレームワークにおける適格プロジェクト（別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載する。）に対する新規支出及び既存支出のリファイナンスに充当する予定です。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<エア・ウォーター株式会社第9回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）に関する情報>

サステナビリティボンドとしての適格性について

当社は、サステナビリティボンドの発行を含むサステナビリティファイナンス等（後記「サステナビリティファイナンス・フレームワークについて」で定義する。以下同じ。）実施のために、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021（注1）」、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021（注2）」、「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021（注3）」、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2021（注4）」、「ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2021（注5）」、「グリーンボンドガイドライン2020年版（注6）」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版（注7）」及び「ソーシャルボンドガイドライン2021年版（注8）」に即したサステナビリティファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定しました。当社は、本フレームワークに対する第三者評価として株式会社格付投資情報センターより、本フレームワークが原則等に適合する旨のセカンドオピニオンを取得しています。

（注1）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

（注2）「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。

（注3）「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「サステナビリティボンド・ガイドライン」といいます。

（注4）「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2021」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

（注5）「ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2021」とは、LMA、APLMA及びLSTAにより策定された社会的分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「ソーシャルローン原則」といいます。

（注6）「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインをいい、以下「グリーンボンドガイドライン」といいます。

(注7)「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」とは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインをいい、以下「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」といいます。

(注8)「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内で普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンドガイドライン」といいます。

サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

当社は、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」が定める4つの要件（調達資金の使途、プロジェクトの評価及び選定プロセス、調達資金の管理、レポートニング）に適合する本フレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の使途

サステナビリティファイナンス等で調達された資金は、以下のグリーン及び/又はソーシャル適格プロジェクト（以下「適格プロジェクト」と総称する。）に対する新規支出及び/又は既存支出のリファイナンスに充当する予定です。リファイナンスへの充当である場合は、サステナビリティファイナンス等の実行から遡って36ヵ月以内に実行した適格プロジェクトへの支出に限ります。

なお、本フレームワークは、以下の3種類のファイナンス（これらを個別に又は総称して以下「サステナビリティファイナンス等」という。）を対象とします。

種別	内容
グリーンファイナンス	グリーン適格プロジェクトに対する新規支出及び/又は既存支出のリファイナンスに充当することを目的に行う資金調達
ソーシャルファイナンス	ソーシャル適格プロジェクトに対する新規支出及び/又は既存支出のリファイナンスに充当することを目的とした資金調達
サステナビリティファイナンス	グリーン及びソーシャル適格プロジェクトに対する新規支出及び/又は既存支出のリファイナンスに充当することを目的に行う資金調達

<グリーン適格プロジェクト>

2030年に向けた事業構想において設定された事業領域である「エネルギーソリューション」に該当する下表の適格プロジェクトであること。

ICMA GBPカテゴリー	適格プロジェクト
再生可能エネルギー	以下に係る設備投資又は研究開発 ・脱炭素エネルギー事業 バイオガス等を活用した再生可能エネルギー （例：地球の恵みファームにおけるメタン発酵やバイオマスガス化発電に係る設備投資）
汚染の防止と管理（温室効果ガスの排出抑制）	以下に係る設備投資又は研究開発 ・CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization：CO ₂ 回収・有効利用）事業

<ソーシャル適格プロジェクト>

2030年に向けた事業構想において設定された事業領域である「ヘルス&セーフティー」又は「アグリ&フーズ」に該当する下表の適格プロジェクトであること。

ICMA SBPカテゴリー	適格プロジェクト	対象となる人々
必要不可欠なサービスへのアクセス (健康、健康管理)	以下のいずれか又は全ての機能を有する、「健康と医療」をキーワードに地方自治体等と連携した最先端医療・医療技術のオープンイノベーション推進施設の建設に伴う設備投資及び土地取得 ・ 先端的な研究開発を行う企業等の研究施設の集積エリア ・ 医療研究機関や地元企業、ベンチャー企業と連携した高度医療人材育成施設 ・ 地域住民向けの口腔ケア相談窓口を含むヘルスケアスタジオ ・ 地域住民への健康機能食品の提供 (例：健都イノベーションパークにおけるオープンイノベーション推進施設の建設)	高齢者・地域住民を含む一般の人々、患者の治療に係る医療従事者、患者
食料の安全保障と持続可能な食料システム(フードロスと廃棄物の削減) 雇用創出(地方創生・地域活性化)	以下のいずれか又は全てに係るM&A ・ 地産地消の推進 ・ 食品ロス・廃棄物の低減 ・ 地域農業振興 (例：株式会社プラスのM&A)	小規模な生産者・サプライヤー、地域住民を含む一般の人々
食料の安全保障と持続可能な食料システム(食生活改善・未病対策)	健康機能食品に係る研究開発	疾病等により特定の栄養素を必要とする人々
食料の安全保障と持続可能な食料システム(先端技術を活用した食料システムの向上)	陸上養殖等のサステナブルフードに係る研究開発	小規模な生産者・サプライヤー
必要不可欠なサービスへのアクセス (健康、健康管理)	歯髄再生治療及び歯髄再生治療関連技術に係る研究開発	患者

2. プロジェクトの評価及び選定プロセス

サステナブルビジョンに基づき、財務戦略室が中心となり、関連部署と協議し、各プロジェクトの環境改善効果及び社会的効果を評価した上で、適格プロジェクトを選定し、代表取締役社長等、当社社内規定に基づいて設定された責任者が最終決定を行います。

3. 調達資金の管理

財務戦略室が、サステナビリティファイナンス等として調達した資金について、調達金額と同額が適格プロジェクトのいずれかに充当されるよう、半期毎に追跡管理して、充当状況を財務戦略室担当役員に報告します。なお、未充当資金は現金又は現金同等物で管理し、36ヵ月程度で充当完了する予定です。

調達資金が充当された適格プロジェクトが中止、売却される場合、又は対象事業が適格プロジェクトではなくなる場合、一時的に発生する未充当資金は他の適格プロジェクトに再充当します。なお、未充当資金が発生している場合には、当該資金が適格プロジェクトに充当又は再充当されるまでの間、現金又は現金同等物にて管理します。

4. レポーティング

以下のとおり、サステナビリティファイナンス等で調達された資金の充当状況、環境及び社会への効果(インパクト)として当社が定めた内容について、サステナビリティファイナンス等実行から償還又は返済までの期間、合理的に実行可能な限りにおいて、年1回、当社ウェブサイト上にて開示します。

なお、資金充当完了後も、資金使途の対象となるプロジェクトに当初の想定と異なる事象が発生した場合、当該事象及び未充当資金の発生状況に関し、当社ウェブサイト上で速やかに開示を行います。

< 資金充当レポートニング >

- ・ 資金の充当計画
- ・ 充当した資金の額
- ・ 未充当資金の概算額、充当予定時期及び未充当期間の運用方法
- ・ リファイナンスに充当した場合の概算額又は割合

< インパクト・レポートニング >

下記項目のいずれか又は全てを合理的に実行可能な限りにおいて開示します。

・ グリーン適格プロジェクト

適格プロジェクト	環境改善効果
脱炭素エネルギー事業に係る設備投資又は研究開発 (例：地球の恵みファーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素エネルギーによる年間発電量 (MWh/年)、年間想定CO₂排出削減量 (t-CO₂/年) ・ 発電設備容量 ・ 研究開発計画の概要と進捗状況 ・ 研究開発対象事業の概要と目指す効果についての説明 (利用目的、期待される効果、見込み発電容量、想定最終製品やサービス等)
CCU事業に係る設備投資又は研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCU事業により回収した年間CO₂量 (t-CO₂/年) ・ 研究開発計画の概要と進捗状況 ・ 研究開発対象事業の概要と目指す効果についての説明 (利用目的、期待される効果、想定最終製品やサービス等)

・ ソーシャル適格プロジェクト

適格プロジェクト	社会的効果		
	アウトプット指標	アウトカム指標	インパクト指標
地方自治体等と連携した最先端医療・医療技術のオープンイノベーション推進施設の建設に伴う設備投資及び土地取得 (例：健都イノベーションパーク)	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンイノベーション推進施設の概要 ・ 健康関連サービスの概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康関連サービスの年間利用者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度医療人材育成を通じた、医療体制のより一層の安定化及び拡充 ・ 市民の健康意識向上を通じた、人生100年時代における健康寿命の延伸への貢献
地産地消の推進、食品ロス・廃棄の低減、地域農業振興に係るM&A (例：株式会社プラスのM&A)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業事業支援、食品ロスの低減に向けた事業の概要 ・ 食品ロスの低減に資する小売り事業の店舗数 ・ 上記小売店舗の主な取扱品目 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録生産者数 ・ 産直事業の売上高 ・ 産直店舗の従業員数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消の推進を通じた、食品ロス低減に貢献 ・ 地域農業の振興、産直店舗での雇用創出を通じた地域活性化への貢献
健康機能食品に係る研究開発	研究開発対象事業と研究開発計画の概要	研究開発の進捗状況と目指す効果についての説明 (利用目的、期待される効果、	健康機能食品の開発を通じた、人生100年時代における健康寿命の延伸への貢献
陸上養殖等のサステナブルフードに係る研究開発			世界人口の増加に備え、安定的な食料供給を通じた食

歯髄再生治療及び歯髄再生 治療関連技術に係る研究開 発		想定最終製品やサービス)	料安全保障への貢献 健康な歯の維持により、人 生100年時代における健康 寿命の延伸への貢献
-----------------------------------	--	--------------	---------------------------------------------------------